

# 令和4年度第3回 出雲市子ども・子育て会議

日時：令和4年10月26日（水）14：00～16：00

会場：出雲市役所 本庁舎6階 全員協議会室

## 議事次第

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 事

(1) 令和5年度の認可保育所等の定員について

資料1

(2) 出雲市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（案）について

資料2

① 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策の見直しについて

② 地域子ども・子育て支援事業の見直しについて

・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 4 報告事項

(1) 出雲市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（案）概要版について

資料3-1

(2) こども家庭庁設置に向けた検討状況について

資料3-2

### 5 その他

(1) 講演会「ヤングケアラーへの支援について」

チラシ

(2) 今後のスケジュール

① 12月上旬……出雲市議会文教厚生委員会で報告

② 12月中旬……パブリックコメント開始（～令和5年1月下旬予定）

③ 令和5年2月頃……第4回 出雲市子ども・子育て会議（予定）

(3) その他

### 6 閉 会

## 令和5年度の認可保育所等の定員について

認可保育所等の定員については、第2期出雲市子ども・子育て支援事業計画に基づき、年次的に定員増を図ることとしています。

令和4年度においては、2施設の施設整備補助金を当初予算に計上しており、このうち1施設については、令和3年度から2か年事業で整備しています。

また、令和4年度末に1施設が閉所となる予定です。

これにより、令和5年度の認可保育所等の総定員は、下記のとおり、現在から20人増の5,967人となる見込みです。

記

### 令和5年度の定員改定施設一覧

	施設名	R4年度 定員(人)	増減数 (人)	R5年度 定員(人)	備考
1	出雲すみれ保育園	30	30	60	増改築に伴う定員増 R3年度からの2か年事業
2	わらべのうち保育園	35	10	45	増改築に伴う定員増
3	北部保育所	<u>20</u>	<u>▲20</u>	<u>0</u>	<u>R4年度末で閉所予定</u>
	全体 計	5,947	<u>20</u>	<u>5,967</u>	

<参考>第2期計画における定員確保の進め方

- (1) 既存施設における施設整備を伴わない定員増
- (2) 既存施設における増改築による定員増
- (3) (1)、(2)で不足する場合は、施設の新設による定員増

# いきいきこどもプラン

～第2期出雲市子ども・子育て支援事業計画～

## 中間年における見直し(素案)

令和5年3月

出 雲 市



## 目 次

1. 事業計画の見直しにあたって	
(1) 出雲市子ども・子育て支援事業計画とは	2
(2) 計画見直しの趣旨	11
2. 【当初事業計画 第1章】計画策定にあたっての見直し	
I 計画策定の趣旨・位置づけ	3
(1) 計画策定の趣旨	11
(2) 計画の位置づけ	5
II～IVは修正なし	
V 策定の方法	6
(1) 出雲市子ども・子育て会議による審議	11
(2) ニーズ調査の実施	11
(3) 子ども・子育て支援法に定める記載事項	11
(4) 関連する計画等	7
(5) 策定スケジュール	11
3. 【当初事業計画 第2章】計画の基本的な考え方の見直し	
Iは修正なし	
II 施策の体系	8
4. 【当初事業計画 第3章】施策内容の見直し	
I～IVは修正なし	
V 子育てを応援する地域づくり	10
(1) ～(4)は修正なし	
(5) 子どもの貧困やヤングケアラーに関する取組	11
5. 人口推計の見直しについて	
(1) 人口推計見直しの方法	12
(2) 計画期間における各年齢別人口推計	11
6. 【当初事業計画 第4章】5か年事業計画（量の見込み・確保方策）の見直し	
Iは修正なし	
II 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	13
(1) 認定区分別の見直し	11
(2) 教育・保育施設別の見直し	18
III 地域子ども・子育て支援事業	20
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	21
(2) 乳児家庭全戸訪問事業	23
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	24
(4) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）	25

# 1. 事業計画の見直しにあたって

## (1) 出雲市子ども・子育て支援事業計画とは

平成 24 年 8 月に、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取りまく環境の変化に対応するため、子ども・子育て支援法を含む関連 3 法が制定されました。本市においては、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年を 1 期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画に基づき事業を実施してきました。その後、計画期間が終了することに伴い、本市における子育て支援を継続的に実施していくため、令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とする第 2 期計画を策定しました。

この計画では、子ども・子育て支援法に基づいて、全ての子どもと子育て家庭を対象として本市が進める子ども・子育て支援施策の目標や方向性を示しています。

## (2) 計画見直しの趣旨

- ① 出雲市子ども・子育て支援事業計画第 5 章「計画の進行管理」において、第 4 章「5 か年事業計画」については、必要がある場合には、令和 4 年度を目途に見直しを図ることとしています。これは、5 か年計画に定める「量の見込み」「確保方策」を、子どもの推計人口を基に、過去の実績及び地域の実情などを踏まえて算出しているため、事業の中には「量の見込み」「確保方策」と実績値との間に大きな乖離が生じ、事業計画の見直しが必要となる場合があるためです。

今回は、近年の人口増減率に基づいて見直した、令和 4 年度以降の 0～11 歳の子どもの人口推計値等を踏まえ、下記の事業について令和 5・6 年度（一部事業については、令和 4 年度も含む）の「量の見込み」「確保方策」の見直しを行いました。

### 【中間見直しの範囲】

当初事業計画 第 4 章 5 か年事業計画（量の見込み・確保方策）

Ⅱ 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

Ⅲ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- ② 子どもの貧困対策の推進に関する法律が令和元年 6 月に改正されました。全ての子ども達が夢や希望を持てる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的かつ早期に実施することが求められています。

これを受けて、このたびの第 2 期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに合わせ、子どもの貧困やヤングケアラーに関する事項を第 1、2、3 章に盛り込みました。

以上の変更について、出雲市子ども・子育て会議の議論を経て、パブリックコメントを実施し、市民意見を計画に反映します。

## 2. 【当初事業計画 第1章】計画策定にあたっての見直し

### I 計画策定の趣旨・位置づけ

#### (1) 計画策定の趣旨

- 本市では、少子化の進行や核家族化などの子どもや家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、平成17年に「いきいきこどもプラン～いずも次世代育成支援行動計画～」を、平成22年に「いきいきこどもプラン～いずも次世代育成支援行動計画（後期計画）～」を策定し、「子育てに喜びを実感できる社会の実現」を基本理念に、次世代育成の施策に積極的に取り組んできたところです。
- このような中、国においては、平成24年に、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、子ども・子育て支援法を含む関連3法が制定されました。関連3法は、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進するために、制定されたものです。また、制定された子ども・子育て支援法では、市町村に子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務付けられました。
- 本市における子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法により記載する必要がある項目に加え、平成26年度末で計画期間が終了する「いきいきこどもプラン～いずも次世代育成支援行動計画（後期計画）～」を引き継ぐ計画にも位置付けることとし、平成27年度～令和元年度を計画期間とする計画を策定しました。
- 今回、現計画の計画期間が終了することに伴い、本市における子育ての支援を継続的に実施していくため、令和2年度～令和6年度を計画期間とする第二期計画を策定しました。

#### 子ども・子育て支援法の概要

##### 【公布年月日】

- 平成24年8月22日公布

##### 【施行期日】

- 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から施行。ただし、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備等は公布の日等から施行。

##### 【概要】

- 目的…第1条

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

- 基本理念…第2条第1項  
子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 市町村子ども・子育て支援事業計画…第61条第1項  
市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

#### 次世代育成支援対策推進法の概要

##### 【公布年月日】

- 平成15年7月16日公布<平成27年3月31日までの時限立法>  
最終改正：平成26年4月23日公布<平成37年3月31日まで延長>

##### 【施行期日等】

- 公布の日等から  
市町村行動計画の策定規定の改正（任意化）は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行

##### 【概要】

- 目的…第1条  
この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。
- 基本理念…第3条  
次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。
- 市町村行動計画…第8条第1項  
市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。（子ども・子育て支援法の施行の日から施行）



## 子どもの貧困対策の推進に関する法律の概要

### 【公布年月日】

- 平成 25 年 6 月 26 日公布 最終改正：令和元年 6 月 19 日公布

### 【施行期日等】

- 令和元年 9 月 7 日改正施行

### 【概要】

- 目的…第 1 条

この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようになるため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

- 基本理念…第 2 条

子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

- 市町村等計画…第 9 条第 2 項

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

追加

## (2) 計画の位置づけ

- この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、全ての子どもと子育て家庭を対象に、本市がこれから進めていく子ども・子育て支援施策の目標や方向性を示すものです。また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく次世代育成支援行動計画にも位置付けます。
- この計画は、地域社会との協働のもと、母子保健・児童福祉・教育やその他子育て支援における環境整備など、子ども・子育て支援にかかわる施策を推進するものであり、出雲市総合振興計画「出雲新話 2030」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付けるとともに、他の関連する個別計画と調和が保たれたものとなりました。
- この計画は、本市の子ども・子育て支援を着実に推進していくために、市民一人ひとりとはもとより、各家庭や学校・地域・職場等の積極的な取り組みを促進しようとするものです。
- この計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（令和元年 6 月改正）」に基づく、本市の子ども・貧困対策についての計画として位置付けます。また、令和 3 年 3 月に策定された「島根県子どものセーフティーネット推進計画（第 2 期）」の理念も尊重します。

修正

追加

## V 策定の方法

### (1) 出雲市子ども・子育て会議による審議

- 第二期事業計画の策定に当たっては、法第 77 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき子育て支援に係る当事者の意見を聴く必要があるため、出雲市子ども・子育て会議による審議をふまえて策定します。

### (2) ニーズ調査の実施

- 第二期事業計画の策定に当たっては、子育て家庭の現状とニーズを把握するため、保育・教育・子育て支援事業に関する「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」等について、就学前児童の保護者を対象にアンケート調査（ニーズ調査）を実施しました。
- 児童の放課後等に関する現状とニーズを把握するため、就学後児童の保護者を対象にアンケート調査（ニーズ調査）を実施しました。

### (3) 子ども・子育て支援法に定める記載事項

- 子ども・子育て支援法第 61 条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項・任意記載事項については、以下のとおり記載しています。

必須記載事項		記載場所
● 教育・保育提供区域の設定	第 2 項第 1 号	第 4 章 I-2
● 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	第 2 項第 1 号	第 4 章 II
● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	第 2 項第 2 号	第 4 章 III
● 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (認定こども園普及についての考え方、保幼小連携の推進など)	第 2 項第 3 号	第 3 章 III-1

任意記載事項		記載場所
● 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	第3項第1号	第3章IV-1 (1)
● 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	第3項第2号	第3章V-2
・ 児童虐待防止対策の充実		第3章V-4
・ ひとり親家庭の自立支援の充実		第3章III-2
● 発達障がいなど特別な支援が必要な子どもの施策の充実		
● 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	第3項第3号	第3章IV-2

#### (4) 関連する計画等

- 子ども・子育て支援施策に関連する本市の各分野の計画と連携・整合を図って計画を策定しました。
- 計画の推進にあたっては、関連する各計画との連携を図り、進めていきます。

##### 上位計画

- 出雲市総合振興計画「出雲新話 2030」[2022～2029 年度]
- 第6期出雲市障がい福祉計画第2期出雲市障がい児福祉計画[2021～2023 年度]

##### 関連する他分野の計画

- 第3次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画 [2018～2022 年度]
- 第2次出雲市健康増進計画 [2018～2027 年度]
- 第3次出雲市食育推進計画 [2018～2027 年度]
- 出雲市自死対策総合計画 [2019～2023 年度]
- 第5次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画 [2022～2026 年度]
- 第4次出雲市DV対策基本計画 [2022～2026 年度]
- 第4期出雲市教育振興計画 [2022～2026 年度]
- 出雲市社会教育計画 [2019～2023 年度]
- 第2期出雲市保幼小連携推進基本計画 [2019～2023 年度]
- 出雲市人権施策推進基本方針（第2次改定） [2018～2022 年度]

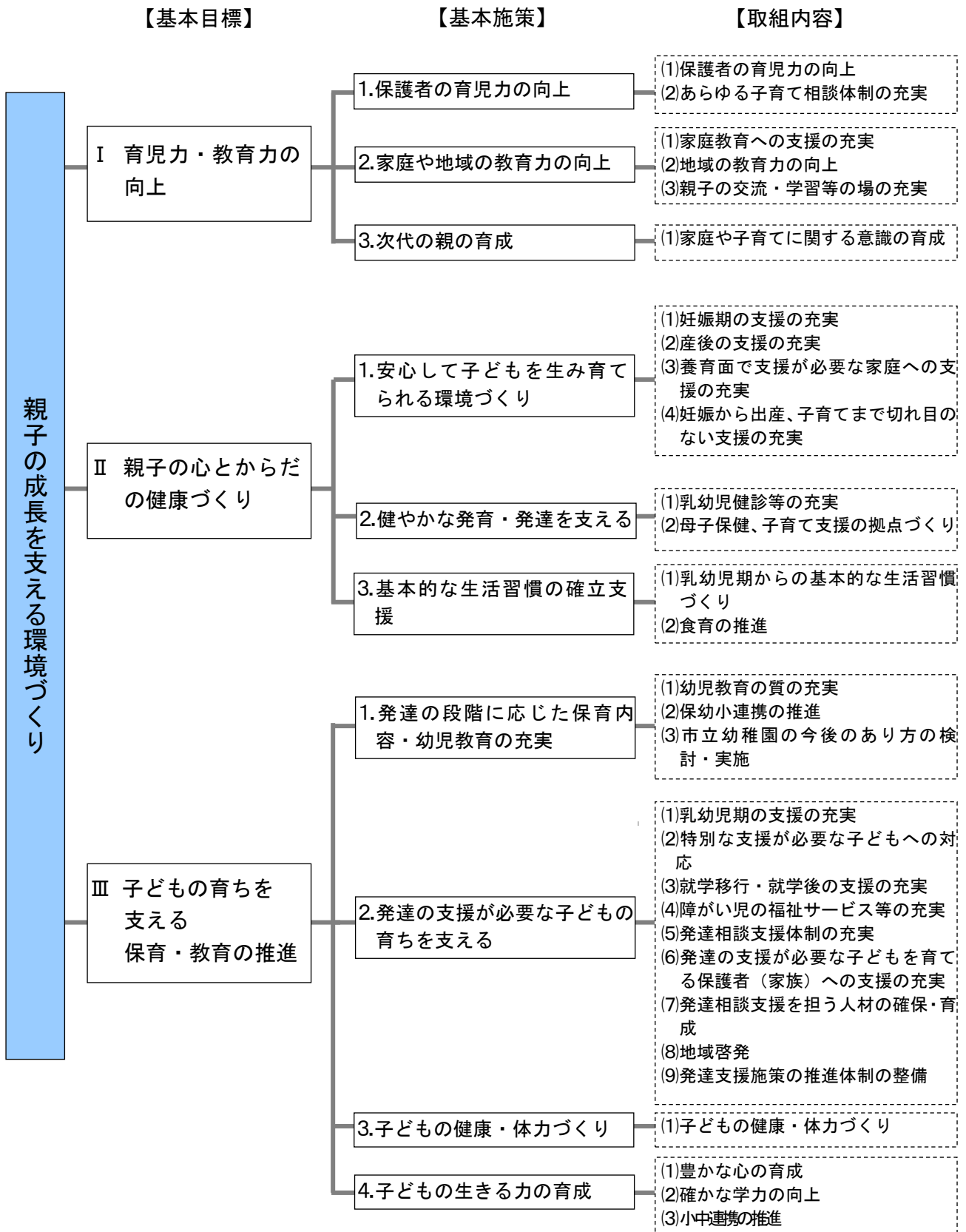
修正

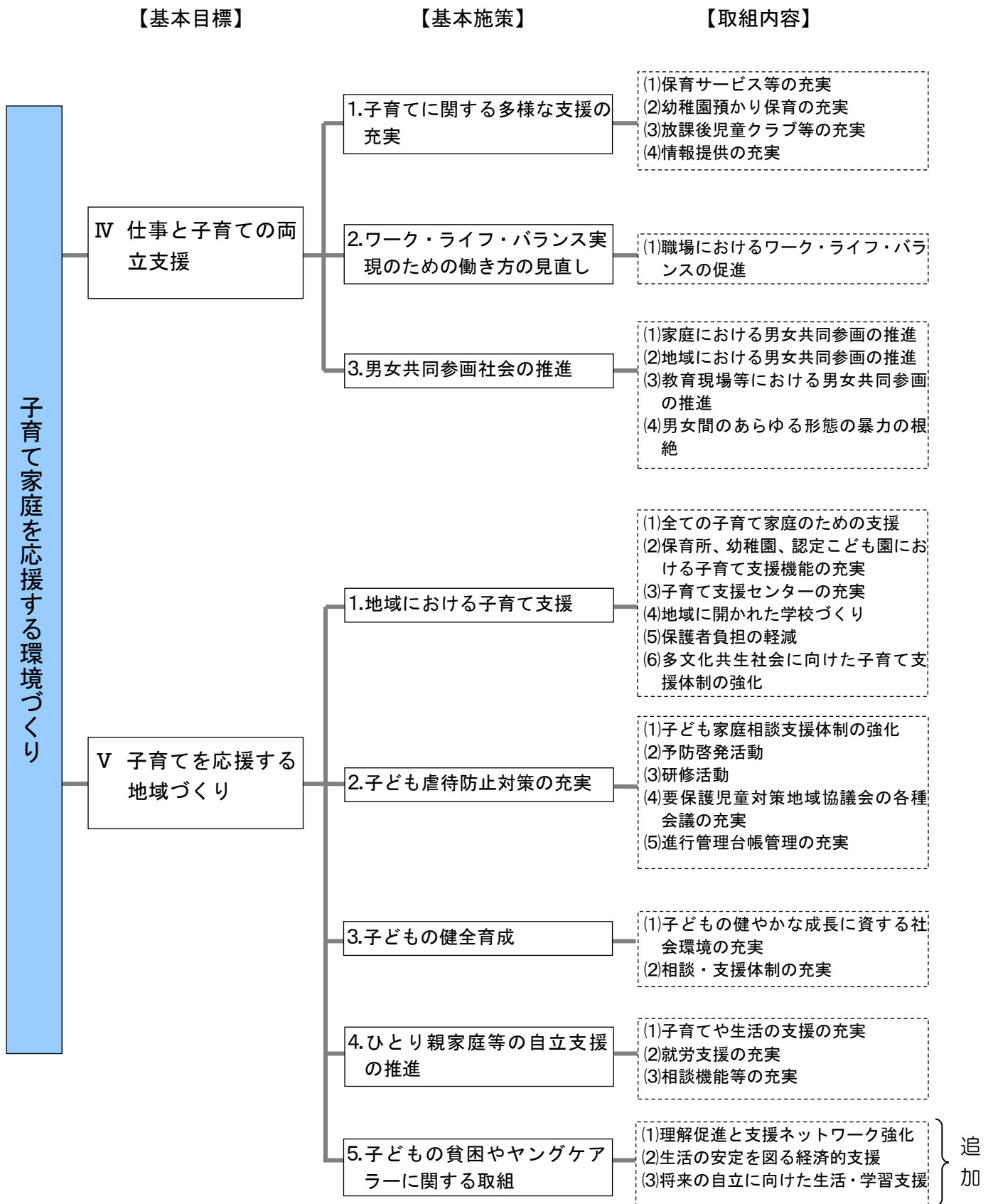
#### (5) 策定スケジュール

- |             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| 令和元年 5月 27日 | 令和元年度第1回子ども・子育て会議                  |
| 8月 9日       | 令和元年度第2回子ども・子育て会議                  |
| 10月 1日      | 令和元年度第3回子ども・子育て会議                  |
| 11月 26日     | 令和元年度第4回子ども・子育て会議                  |
| 12月 12日     | パブリックコメント（意見公募）実施<br>（令和2年1月20日まで） |
| 令和2年 3月     | 計画策定                               |

### 3. 【当初事業計画 第2章】計画の基本的な考え方の見直し

#### II 施策の体系





## 4. 【当初事業計画 第3章】施策内容の見直し

### V 子育てを応援する地域づくり

在宅で子育てをしている家庭、共働き家庭にかかわらず、地域で子育てをしている全ての家庭を総合的に支援する観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、近年、子ども虐待相談件数が増加していることから、子ども虐待の予防と早期発見・早期対応・継続支援ができる体制の充実・強化に取り組みます。

そして、子育て経験者、高齢者、事業者、専門職、関係機関等地域のあらゆる人々がそれぞれ役割をもって子育て支援に参画し、地域のあたたかい見守りの中で子どもが健やかに成長し、安心して子育てができる「子育てを応援する地域づくり」を進めます。

#### (5) 子どもの貧困やヤングケアラーに関する取組

現状課題	<p>○平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、対策の一層の推進を図るため、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の向上や生活の安定等に必要施策を講じることとされ、市町村においても子どもの貧困対策の推進が努力義務とされた。</p> <p>○子どもや家庭が抱える課題が複雑化、多様化していることから、相談先につながりにくかったり、適切な支援が受けられなかったりする状況がある。</p> <p>○ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気づくことができない。</p>
めざす姿	<p>○現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができる</p>

#### 【対応】

##### ①貧困やヤングケアラーへの理解の促進と支援のネットワーク強化

###### 1)子どもの貧困やヤングケアラーを早期発見する仕組みづくり

市民向けや支援者向けの研修等により子どもの貧困等の認知度を高め、困難な状況にある子どもやその保護者を適切な支援に結びつけます。また、教育と福祉の一層の連携強化を図ります。

子どもの学校生活の様子から家庭生活の状況把握に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した相談体制を強化し、支援機関への情報提供を迅速に行います。

###### 2)保護者を孤立させない相談支援

妊娠期からの切れ目ない子育て支援やひとり親家庭等への手厚い相談支援を図ります。

###### 3)地域での見守り

民生委員・児童委員をはじめとする要保護児童対策協議会構成機関等による地域での見守りや子ども食堂への支援により、子どもの居場所づくりを進めます。

追加

## ②生活の安定を図る経済的支援

### 1)妊娠・出産時から子育て中の支援

妊婦・産後健診や児童手当の支給、医療費助成や保育料等の軽減を図ります。

### 2)ひとり親家庭への経済的支援（再掲）

児童扶養手当の支給や母子家庭等自立支援給付金事業等により、就労と子育てを単身で担うひとり親家庭を支えます。

## ③将来の自立に向けた生活・教育支援

### 1)子どもの学習環境を保障

子どもの生活・学習支援事業により、生活習慣を身に付け、家庭の状況に関わらず、子どもたちが将来の夢に挑戦できるように支援します。

### 2)教育費負担の軽減

就学援助制度を実施します。また、奨学金制度により、義務教育期間終了以降も安心して教育が受けられる機会を確保します。

### <具体的取組>（①～⑦再掲）

㊦子どもの貧困やヤングケアラーの認知度向上に向けた研修等【子】

①妊娠期からの切れ目のない子育て支援【健】

㊵ひとり親家庭等への手厚い相談支援【子】

㊥学校の相談体制の強化、迅速な情報提供【児】

㊦生活困窮者自立相談、福祉総合相談支援事業【福】

㊦幼児教育・保育の無償化、保育料や副食費の軽減【保】

㊥民生委員・児童委員の委嘱、子ども食堂への支援【福】

㊦ひとり親家庭学習支援事業の実施【子】、子どもの生活・学習支援事業【福】

㊦就学援助制度・奨学金制度の実施【教】

追加

## 5. 人口推計の見直しについて

### (1) 人口推計見直しの方法

人口推計にあたっては、住民基本台帳人口（令和2～4年の各3月31日時点）と、人口動態調査（令和元・2年）に基づき、各年の変化率の平均を利用したコーホート変化率法（※）により、令和5・6年度の0～11歳人口を推計しました。

### (2) 計画期間における各年齢別人口推計

【当初計画策定時の人口推計】

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,488	1,485	1,486	1,487	1,485
1歳	1,393	1,527	1,524	1,525	1,526
2歳	1,543	1,414	1,550	1,547	1,548
3歳	1,581	1,563	1,432	1,570	1,567
4歳	1,681	1,602	1,584	1,451	1,591
5歳	1,547	1,701	1,621	1,603	1,468
6歳	1,625	1,556	1,711	1,630	1,612
7歳	1,634	1,639	1,569	1,725	1,643
8歳	1,620	1,646	1,652	1,581	1,739
9歳	1,683	1,633	1,659	1,665	1,594
10歳	1,592	1,706	1,654	1,682	1,687
11歳	1,646	1,602	1,717	1,665	1,692
計	19,032	19,073	19,158	19,130	19,153

（単位：人）

年齢区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前 (0～5歳)	9,232	9,291	9,197	9,183	9,186
就学後 (6～11歳)	9,800	9,781	9,962	9,947	9,967
1～2歳	2,935	2,941	3,074	3,072	3,074
3～5歳	4,809	4,866	4,637	4,624	4,627
低学年 (6～8歳)	4,878	4,841	4,931	4,936	4,994
高学年 (9～11歳)	4,922	4,940	5,030	5,011	4,973

【計画見直し時の人口推計】

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,409	1,348	1,459	1,494	1,474
1歳	1,411	1,445	1,385	1,500	1,534
2歳	1,532	1,432	1,440	1,399	1,514
3歳	1,561	1,556	1,459	1,469	1,432
4歳	1,656	1,577	1,560	1,469	1,482
5歳	1,540	1,660	1,594	1,572	1,479
6歳	1,619	1,544	1,665	1,602	1,581
7歳	1,617	1,632	1,550	1,678	1,612
8歳	1,616	1,624	1,644	1,559	1,689
9歳	1,683	1,637	1,639	1,661	1,576
10歳	1,578	1,689	1,643	1,643	1,670
11歳	1,638	1,587	1,695	1,650	1,653
計	18,860	18,731	18,733	18,696	18,696

年齢区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前 (0～5歳)	9,109	9,018	8,897	8,903	8,915
就学後 (6～11歳)	9,751	9,713	9,836	9,793	9,781
1～2歳	2,943	2,877	2,825	2,899	3,048
3～5歳	4,757	4,793	4,613	4,510	4,393
低学年 (6～8歳)	4,852	4,800	4,859	4,839	4,882
高学年 (9～11歳)	4,899	4,913	4,977	4,954	4,899

令和2年度の人口は、令和2年3月31日時点の住民基本台帳人口を記載。（令和3年度、4年度も同様）

#### （※）コーホート変化率法

過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

今回は、令和5・6年度の2年間の、比較的近い将来の人口を求めるものであり、変化率の算出基礎となる近い過去には、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動がないと考えられるため、現状に近い形での推移を想定し推計しています。



## 6. 【当初事業計画 第4章】

### 5か年事業計画（量の見込み・確保方策）の見直し

#### Ⅱ 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

##### 【教育・保育施設を利用する子どもの認定区分】

認定区分	給付の内容	教育・保育施設
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どものうち、2号認定子ども 以外の子ども	●教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どものうち、保護者の労働 又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受 けることが困難である子ども	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どものうち、保護者の労働 又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受 けることが困難である子ども	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

※教育標準時間外(降園時間以降や長期休業日)の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

#### (1) 認定区分別の見直し

##### 【量の見込み見直しの考え方】

- 1号認定子ども(幼稚園等利用)の量の見込みの実績値は、令和4年度で計画に対して211人の減(17.4%減)となりました。これは、核家族化や共働き世帯増により利用者が保育所へシフトしていることが大きな要因と考えられます。そこで、令和4年度を基準として、令和5年度以降の量の見込みの見直しを行いました。
- 2号、3号認定子ども(保育所等利用)の量の見込みは、令和4年度で2号認定子どもが計画比190人増(5.7%増)、3号認定子どもが計画比89人減(3.2%減)となりました。就学前の推計人口は、今後横ばいで推移すると見込まれ、利用申込みは令和4年度並と見込み、今後の量の見込みの見直しを行いました。

##### 【確保方策見直しの考え方】

- 1号認定については、令和4年度の幼稚園・認定こども園の利用定員と同数で設定しました。
- 2号、3号認定については、令和4年度の確保の実績値及び認可保育所・認定こども園の定員変更等に関する意向調査結果を踏まえると、既存施設の定員の拡充で対応しきれない状況が見込まれます。待機児童を出さないための緊急避難的な対策として、施設及び保育士配置基準を満たす施設において、引き続き年度当初からの定員の弾力化を活用しながら、量の見込みに対応した定員増を図るよう、確保方策の数値を設定しました。

【見直し前】令和2・3年度

(単位：人)

区分		入所状況 H31. 3. 1	R1 年度 定員	R2 年度	R3 年度		
1号 認定	3-5 歳	①量の見込み		/	/	1,256	1,271
		②確保方策	幼稚園	1,272	2,400	2,350	2,350
			認定こども園	85	105	120	120
			計	1,357	2,505	2,470	2,470
②-①		/	/	1,214	1,199		
2号 認定	3-5 歳	①量の見込み		/	/	3,459	3,500
		②確保方策	認可保育所	3,068	2,851	2,827	2,848
			認定こども園	124	125	179	179
			認可外保育所	48	125	125	125
			計	3,240	3,101	3,131	3,152
②-①		/	/	▲328	▲348		
3号 認定	1-2 歳	①量の見込み		/	/	2,295	2,300
		②確保方策	認可保育所	2,208	1,914	1,896	1,910
			認定こども園	98	85	123	123
			小規模保育	0	13	13	13
			認可外保育所	59	96	96	96
	計	2,365	2,108	2,128	2,142		
	②-①		/	/	▲167	▲158	
	0歳	①量の見込み		/	/	418	417
		②確保方策	認可保育所	909	785	787	794
			認定こども園	18	15	33	33
小規模保育			0	6	6	6	
認可外保育所			34	49	49	49	
計	961	855	875	882			
②-①		/	/	457	465		

【見直し後】令和2・3年度（実績値）

（単位：人）

区分		入所状況 H31. 3. 1	R1年度 定員	R2年度 (実績値)	R3年度 (実績値)		
1号 認定	3-5 歳	①量の見込み			1,155	1,086	
		②確保方策	幼稚園	1,272	2,400	2,350	2,350
			認定こども園	85	105	110	110
			計	1,357	2,505	2,460	2,460
②-①				1,305	1,374		
2号 認定	3-5 歳	①量の見込み			3,537	3,626	
		②確保方策	認可保育所	3,068	2,851	2,842	2,864
			認定こども園	124	125	185	185
			認可外保育所	48	125	125	125
			計	3,240	3,101	3,152	3,174
②-①				▲385	▲452		
3号 認定	1-2 歳	①量の見込み			2,406	2,371	
		②確保方策	認可保育所	2,208	1,914	1,915	1,925
			認定こども園	98	85	124	124
			小規模保育	0	13	8	8
			認可外保育所	59	96	96	96
	計	2,365	2,108	2,143	2,153		
	②-①				▲263	▲218	
	0歳	①量の見込み			396	355	
		②確保方策	認可保育所	909	785	793	791
			認定こども園	18	15	36	36
小規模保育			0	6	4	4	
認可外保育所			34	49	49	49	
計	961	855	882	880			
②-①				486	525		

【見直し前】令和4～6年度

(単位：人)

区 分		R4 年度	R5 年度	R6 年度		
1号 認定	3-5 歳	①量の見込み	1,211	1,208	1,209	
		②確保方策	幼稚園	2,350	2,350	2,350
			認定こども園	120	120	120
			計	2,470	2,470	2,470
②-①		1,259	1,262	1,261		
2号 認定	3-5 歳	①量の見込み	3,334	3,325	3,327	
		②確保方策	認可保育所	2,869	2,890	3,023
			認定こども園	179	179	179
			認可外保育所	125	125	125
			計	3,173	3,194	3,327
②-①		▲161	▲131	0		
3号 認定	1-2 歳	①量の見込み	2,406	2,404	2,406	
		②確保方策	認可保育所	1,924	1,938	2,174
			認定こども園	123	123	123
			小規模保育	13	13	13
			認可外保育所	96	96	96
			計	2,156	2,170	2,406
	②-①		▲250	▲234	0	
	0歳	①量の見込み	417	418	417	
		②確保方策	認可保育所	801	808	808
			認定こども園	33	33	33
小規模保育			6	6	6	
認可外保育所			49	49	49	
計			889	896	896	
②-①		472	478	479		

【見直し後】令和4年度（実績値）、令和5・6年度

（単位：人）

区 分			R4年度 (実績値)	R5年度	R6年度	
1号 認定	3-5 歳	①量の見込み	1,000	978	952	
		②確保方策	幼稚園	2,325	2,325	2,325
			認定こども園	110	110	110
			計	2,435	2,435	2,435
②-①		1,435	1,457	1,483		
2号 認定	3-5 歳	①量の見込み	3,524	3,446	3,358	
		②確保方策	認可保育所	2,869	2,883	3,048
			認定こども園	185	185	185
			認可外保育所	125	125	125
			計	3,179	3,193	3,358
②-①		▲345	▲253	0		
3号 認定	1-2 歳	①量の見込み	2,359	2,417	2,544	
		②確保方策	認可保育所	1,928	1,932	2,316
			認定こども園	124	124	124
			小規模保育	8	8	8
			認可外保育所	96	96	96
	計		2,156	2,160	2,544	
	②-①		▲203	▲257	0	
	0歳	①量の見込み	375	384	379	
		②確保方策	認可保育所	793	795	795
			認定こども園	36	36	36
小規模保育			4	4	4	
認可外保育所			49	49	49	
計		882	884	884		
②-①		507	500	505		

## (2) 教育・保育施設別の見直し

### 【見直し前】

(単位：人)

区 分		入所状況 H31.3.1	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
教育施設 (幼稚園等)	①量の見込み		1,256	1,271	1,211	1,208	1,209	
	②確保方策	幼稚園	1,272	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350
		認定こども園	85	120	120	120	120	120
		計	1,357	2,470	2,470	2,470	2,470	2,470
	②-①		1,214	1,199	1,259	1,262	1,261	
<p>&lt;確保方策の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆幼稚園・認定こども園ともに利用定員を確保方策の人数としている。</li> <li>◆教育利用を希望する共働き等家庭の子どもについては、一時預かり事業（幼稚園型）や認定こども園により対応する。</li> </ul>								
保育施設 (保育所等)	①量の見込み		6,172	6,217	6,157	6,147	6,150	
	②確保方策	認可保育所等	6,185	5,529	5,571	5,613	5,655	6,024
		認定こども園	240	335	335	335	335	335
		認可外保育所	141	270	270	270	270	270
		計	6,556	6,134	6,176	6,218	6,260	6,629
②-①		▲38	▲41	61	113	479		
<p>&lt;確保方策の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆認可保育所、認定こども園は、利用定員を確保方策の人数としている。</li> <li>◆令和2年度は、定員増の意向がある施設の数値を反映している。</li> <li>◆認定区分ごとの量の見込みに対する当面の不足に対しては、年度当初からの「定員の弾力化」を活用することで、総量としては対応が可能と見込んでいる。</li> <li>◆認可保育所・認定こども園においては、令和2年度当初の「定員の弾力化」により満たした受入れ見込み数を基に、定員増が可能な既存施設については定員増を図り、量の見込みに対応していく。 なお、既存施設の定員増が難しい場合においては、新たな施設整備も選択肢の一つとして、量の見込みに対応していく。</li> </ul>								
計	就学前児童数		9,232	9,292	9,197	9,183	9,185	
	①量の見込み		7,428	7,488	7,368	7,355	7,359	
	②確保方策	幼稚園	1,272	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350
		認定こども園	325	455	455	455	455	455
		認可保育所等	6,185	5,529	5,571	5,613	5,655	6,024
		認可外保育所	141	270	270	270	270	270
計		7,923	8,604	8,646	8,688	8,730	9,099	

【見直し後】

(単位：人)

区 分		入所状況 H31. 3. 1	R2 年度 (実績値)	R3 年度 (実績値)	R4 年度 (実績値)	R5 年度	R6 年度	
教育施設 (幼稚園等)	①量の見込み		1,155	1,086	1,000	978	952	
	②確保方策	幼稚園	1,272	2,350	2,350	2,325	2,325	2,325
		認定こども園	85	110	110	110	110	110
		計	1,357	2,460	2,460	2,435	2,435	2,435
	②-①		1,305	1,374	1,435	1,457	1,483	
<p>&lt;確保方策の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆幼稚園・認定こども園ともに利用定員を確保方策の人数としている。</li> <li>◆教育利用を希望する共働き等家庭の子どもについては、一時預かり事業（幼稚園型）や認定こども園により対応する。</li> </ul>								
保育施設 (保育所等)	①量の見込み		6,339	6,352	6,258	6,247	6,281	
	②確保方策	認可保育所等	6,185	5,562	5,592	5,602	5,622	6,171
		認定こども園	240	345	345	345	345	345
		認可外保育所	141	270	270	270	270	270
		計	6,556	6,177	6,207	6,217	6,237	6,788
②-①		▲162	▲145	▲41	▲10	505		
<p>&lt;確保方策の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆認可保育所、認定こども園は、利用定員を確保方策の人数としている。</li> <li>◆令和5年度は、定員変更の意向がある施設の数値を反映している。</li> <li>◆認定区分ごとの量の見込みに対する当面の不足に対しては、年度当初からの「定員の弾力化」を活用することで、総量としては対応が可能と見込んでいる。</li> <li>◆認可保育所・認定こども園においては、令和5年度当初の「定員の弾力化」により満たした受入れ見込み数を基に、定員増が可能な既存施設については定員増を図り、量の見込みに対応していく。なお、既存施設の定員増が難しい場合においては、新たな施設整備も選択肢の一つとして、量の見込みに対応していく。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆老朽化した認可保育所・認定こども園を利用する児童の安全及び質の高い保育環境の確保を図るため、定員増を伴わない施設整備の補助について検討する。</li> </ul>								
計	就学前児童数		9,109	9,018	8,897	8,903	8,915	
	①量の見込み		7,494	7,438	7,258	7,225	7,233	
	②確保方策	幼稚園	1,272	2,350	2,350	2,325	2,325	2,325
		認定こども園	325	455	455	455	455	455
		認可保育所等	6,185	5,562	5,592	5,602	5,622	6,171
		認可外保育所	141	270	270	270	270	270
計	7,923	8,637	8,667	8,652	8,672	9,221		

### Ⅲ 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条では、各市町村が策定した子ども・子育て支援事業計画に沿って、同法第1～13号に掲げられている「地域子ども・子育て支援事業」を行うこととされており、本市では令和2年3月に事業計画を策定し、事業を推進してきました。

今回は、過去の事業実績に基づき、次の3点を踏まえ、当初計画値の変更が必要だと判断した事業について、見直しを行いました。

- ①実績値と事業計画の間に大きな乖離が見られる場合
- ②「量の見込み」と「確保方策」を算出する上で用いていた統計数値を、最近の人口動態に合わせて見直す必要が生じる場合
- ③新たに施策を追加する場合

14の事業のうち今回の見直し対象とした事業は、以下の4事業です。

事業名	中間見直し	
	行う	行わない
利用者支援に関する事業		○
延長保育事業		○
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	○	
乳児家庭全戸訪問事業	○	
養育支援訪問事業		○
子育て短期支援事業（ショートステイ）	○	
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）		○
一時預かり事業 （幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）	○	
一時預かり事業（幼稚園型を除く）、 ファミリーサポートセンター事業（病児対応、就学後を除く）、 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）		○
病児・病後児保育事業、 ファミリーサポートセンター事業（病児対応）		○
ファミリーサポートセンター事業（就学後）		○
妊婦に対して健康診査を実施する事業		○
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		○
実費徴収に係る補足給付を行う事業		○



## (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 【事業概要】

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、遊びや生活の場を提供する事業。

＜対象児童＞ 本市に住所を有する者で、昼間保護者のいない家庭の小学校1年生から6年生までの児童

#### ①公設（市設置）児童クラブ

＜開設時間＞ 月～金…放課後～18:00、土曜日・長期休業期間…8:00～18:00  
※18:30まで延長利用可能

＜保護者負担金＞ 7,000円/月（減免制度あり）  
※別途、各児童クラブでおやつ代等の実費徴収あり

＜運営＞ 各地区の児童クラブ運営委員会へ委託

#### ②社会福祉法人等が設置する児童クラブ

＜開設時間＞＜保護者負担金＞ 各法人で設定

＜運営＞ 保育所を運営する社会福祉法人等。施設整備や運営補助あり

### 【利用実績】

（単位：人、か所）

年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4
利用者数(1～3年生)	1,860	1,917	2,003	2,083	2,136	2,231
利用者数(4～6年生)	154	167	215	218	251	266
施設数	44	45	46	48	50	50

※各年度5月1日時点 公設・民設の計

### 【量の見込み見直しの考え方】

- 1～3年生の入会希望者数については、令和2～4年度の入会率を踏まえ、教育委員会が算出する最新の小学校児童数推計から入会数を算定。

### 【確保方策見直しの考え方】

- 市設置クラブの拡張整備や、社会福祉法人等の参入による受入枠増を考慮し、入会可能児童数の見直しを行いました。
- 受入体制の強化を図るため、児童クラブ職員の処遇改善が可能となるよう市設置クラブへの委託料基準の見直しを行いました。また、ハローワークや県の人材確保支援事業、大学の体験学習やボランティア等の活用など、多くの募集機会を通して職員の確保に努めています。
- 校区によっては、受入可能数を超える入会希望が見込まれることから、将来的に複数の小学校からの受入れや、夏休みだけの利用希望への対応を検討していきます。その際、多様な運営方式に対応するため、民間への委託についても合わせて検討します。

## 【見直し前】

(単位：人、か所)

区分	R 2			R 3			R 4		
	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数
①量の見込み	2,156	299	-	2,150	296	-	2,247	299	-
②確保方策	2,156	233	48	2,150	246	48	2,247	266	49
②-①	0	▲66	-	0	▲50	-	0	▲33	-

区分	R 5			R 6		
	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数
①量の見込み	2,294	300	-	2,349	292	-
②確保方策	2,294	284	50	2,349	292	51
②-①	0	▲16	-	0	0	-



## 【見直し後】

(単位：人、か所)

区分	R 2 (実績値)			R 3 (実績値)			R 4 (実績値)		
	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数
①量の見込み	2,110	233	-	2,153	263	-	2,260	291	-
②確保方策	2,387	331	48	2,489	343	50	2,526	336	50
②-①	277	98	-	336	80	-	266	45	-
※	▲27	▲15	-	▲17	▲12	-	▲29	▲25	-

※校区により受入可能数を超える入会希望があることによる不許可数。

区分	R 5			R 6		
	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数
①量の見込み	2,331	258	-	2,407	249	-
②確保方策	2,598	287	51	2,615	270	51
②-①	267	29	-	208	21	-
※	0	▲13	-	0	0	-

## (2) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業概要】

- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

＜対象者＞ 乳児とその保護者

＜訪問者＞ 専門職訪問（生後1か月前後）：保健師、助産師

あかちゃん声かけ訪問（生後4か月まで）：民生児童委員、主任児童委員、子育てサポーター

### 【利用実績】

(単位：人)

年度	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1
訪問人数	1,544	1,509	1,584	1,548	1,483	1,477	1,404

### 【量の見込み見直しの考え方】

- 量の見込み設定は、当該年度の出生見込数とします。
- 人口推計値の変動に基づき、量の見込みの見直しを行いました。

### 【確保方策見直しの考え方】

- 今後も全戸訪問をめざし、現状の実施体制を維持します。

### 【見直し前】

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	1,488人	1,485人	1,486人	1,487人	1,485人
②確保方策	(実施体制) 市保健師 28人 委嘱助産師 10人 あかちゃん声かけ訪問員 150人 (実施機関)市 (委託団体等)無	同左	同左	同左	同左



### 【見直し後】

年度	R 2 (実績値)	R 3 (実績値)	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	1,394人	1,459人	1,459人	1,494人	1,474人
②確保方策	(実施体制) 市保健師 29人 委嘱助産師 10人 あかちゃん声かけ訪問員 160人 (実施機関)市 (委託団体等)無	29人 10人 151人 市 無	28人 10人 150人 市 無	同左	同左

(実績値は、健康増進課において本事業の対象として把握した児童数)

### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

#### 【事業概要】

- 保護者が、疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童福祉施設などにおいて養育・保護を行う事業（原則として7日以内）。

利用可能な他制度を優先します。

＜対象児童＞0歳から中学生まで

＜実施施設＞さとがた保育園（里方町）、CSいずもデイサービス（大社町入南）、  
CSいずも第2デイサービス（知井宮町）

里親 令和3年5月1日から実施

（出雲市内 登録18組33名 令和4年6月30日時点）

#### 【利用実績】

（単位：人日）

年度	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用人日	8	5	6	7	21	0	14

#### 【量の見込み見直しの考え方】

- 令和3年度から実施施設に里親が加わったことにより、増加する需要に対応できることが見込まれるため、量の見込みの見直しを行いました。
- 過去7年間の最大利用実績程度の量を見込みました。
- 利用についての相談は月に1件程度ありますが、他制度（一時保育等）が利用できるケースが多いです。

#### 【確保方策見直しの考え方】

- 令和3年度の申請実績に対し、対応率100%であり、量の見込みと同数程度の確保ができると考えるため、確保方策の見直しを行いました。

#### 【見直し前】

（単位：人日）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0

#### 【見直し後】

（単位：人日）

年度	R 2 (実績値)	R 3 (実績値)	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	0	14	20	20	20
②確保方策	10	14	20	20	20
②－①	10	0	0	0	0

#### (4) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

##### 【事業概要】

- 幼稚園において、保護者の短期のパートタイム就労や急な用事など子育て家庭のニーズに対応して、早朝及び通常の教育時間を終了した後（降園時間以降）に預かり保育を実施する事業。

＜対象児童＞ 当該幼稚園に在籍する園児

##### 【確保方策見直しの考え方】

- 乙立幼稚園の閉園により、実施園を 26 園から 25 園に変更し、また、令和 2 年度及び 3 年度の実績から、1 園当たり 1 日の利用者が平均 12 人として見直しました。

##### 【見直し前】

（単位：人日）

年度		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の 見込み	幼児期の学校教育 利用の希望が強い 家庭の利用	6,830	6,787	6,760	6,601	6,556
	共働き等家庭の 定期的な利用	64,984	64,567	64,306	62,796	62,380
②確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型)	97,152	97,152	97,152	97,152	97,152
②－①		25,338	25,798	26,086	27,755	28,216



##### 【見直し後】

（単位：人日）

年度		R 2 (実績値)	R 3 (実績値)	R 4	R 5	R 6
①量の 見込み	幼児期の学校教育利 用の希望が強い家庭 の利用	6,547	6,175	6,760	6,601	6,556
	共働き等家庭の 定期的な利用	60,927	61,860	64,306	62,796	62,380
②確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型)	68,083	68,083	72,000	72,000	72,000
②－①		609	48	934	2,603	3,064

## いきいきこどもプラン～第2期出雲市子ども・子育て支援事業計画～ 中間年における見直し（案）について

「いきいきこどもプラン～第2期出雲市子ども・子育て支援事業計画～」の第5章「計画の進行管理」に基づき、中間年における本計画の見直しを行う。

### 1 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、全ての子どもと子育て家庭を対象に、本市がこれから進めていく子ども・子育て支援施策の目標や方向性を示すものである。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画にも位置付けている。

### 2 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5か年間。

### 3 見直しが必要な事業

- (1) 実績値と事業計画の間に大きな乖離が見られる事業
- (2) 「量の見込み」と「確保方策」を算出する上で用いた統計数値を、最近の人口動態に合わせて見直す必要が生じた事業
- (3) 新たに追加する事業

### 4 見直しする事業等の概要

- (1) 当初事業計画 第4章 5か年事業計画（量の見込み・確保方策）  
近年の人口増減率に基づいて見直した人口推計値等を踏まえ、以下の事業等について、令和5、6年度（一部事業については、令和4年度も含む）の「量の見込み」「確保方策」の見直しを行う。
  - ① 幼児期の学校教育・保育の量の見込と確保方策の見直し
  - ② 地域子ども・子育て支援事業の見直し
    - ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
    - ・乳児家庭全戸訪問事業
    - ・子育て短期支援事業（ショートステイ）
    - ・一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）
- (2) 子どもの貧困対策の推進に関する法律改正（令和元年6月）に伴う追加事項  
子どもの貧困やヤングケアラーに関する事項を第1、2、3章に盛り込む。

### 5. 計画見直しまでの経過と予定

令和4年	6月30日	第1回子ども・子育て会議開催
	8月16日	第2回子ども・子育て会議開催
	10月26日	第3回子ども・子育て会議開催
	12月	市議会に「第2期計画中間見直し（案）」を報告
	12月中旬	パブリックコメント実施（～令和5年1月下旬）
令和5年	2月	第4回子ども・子育て会議開催予定
	3月	市議会に「第2期計画中間見直し」を報告予定

# こども家庭庁関係事務担当者説明会資料抜粋

と き 令和4年9月28日（水）10：30～11：40

形 式 YouTubeでのライブ配信





# こども家庭庁の新設に伴う機構・定員要求の概要

令和5年4月に新設予定のこども家庭庁の内部組織は、企画立案・総合調整部門、成育部門、支援部門の3部門体制として、移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。

一方で、新規政策・業務も含め、こども政策の内容や対応する予算内容・規模を特定できていない状況において、こども家庭庁として必要な組織体制・規模を明確に見積もることは困難。

このため、こども家庭庁の令和5年度機構・定員要求については、予算編成過程とともに引き続き必要な政策・体制を精査していくこととし、8月末時点においては検討中事項（事項要求）となっている。

## <3部門が担う業務のイメージ>

### 企画立案・総合調整部門

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

### 成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障（幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定（共同告示）など）
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全

### 支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進など

# 令和5年度 ことば家庭庁関連予算概算要求のポイント

は、令和3年度補正予算

## こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行（※）

- こども大綱の策定・推進
- こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発
- こどもの意見聴取と政策への反映
- こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実

## 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- 総合的な子育て支援 3兆3,557億円+事項要求
  - ▶子ども・子育て支援新制度の推進
  - ▶保育の受け皿整備・保育人材の確保等  
保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かるためのモデル事業を実施 等
  - ▶認定こども園向け補助金の一元化
  - ▶就学前の全てのこどもの育ちを支える指針の策定・普及等（※）

・ 保育士・幼稚園教諭等に対する収入を3%程度(月額9,000円)引き上げ 926億円

- こどもの居場所づくり支援 1,099億円の内数+事項要求
  - ▶「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備
  - ▶NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施（※）
  - ▶「こども食堂」に対する支援

・ 改正児童福祉法の施行を見据えた新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援（家庭や学校に居場所のないこどもの居場所支援の推進） 602億円(安心こども基金)

- こどもの安全・安心 23億円
  - ▶こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討（※）
  - ▶災害共済給付制度への加入促進のための機能強化
  - ▶予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）のモデル事業の実施、他の検証事業を踏まえたこどもの安全確保の推進

## 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- 地域の実情や課題に応じた少子化対策 60億円
  - ▶地域少子化対策重点推進交付金
- 子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信 3億円
  - ▶少子化に対する国民全体の危機感共有のための情報発信等
- 妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援 171億円
  - ▶低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援、遠方での妊婦健診や産後ケアの支援等
  - ▶母子保健事業のオンライン化・デジタル化、性や妊娠に関する正しい知識の普及や相談支援の推進 等
- 高等教育の無償化 5,196億円+事項要求
  - ▶高等教育の修学支援新制度の実施

## 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進 1,741億円
  - ▶児童相談所の職員の採用活動への支援の強化、若手職員を指導するOB・OG職員の配置促進等による児童相談所の体制強化の推進
  - ▶包括的な里親支援を行う機関への支援の強化、児童養護施設退所者等への支援の年齢要件の緩和等による社会的養育の充実 等
  - ▶未就園児等のいる家庭を支援につなぐ伴走型の支援の実施

・ 改正児童福祉法の施行を見据えた新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援 602億円(安心こども基金)

- ひとり親家庭等の自立支援の推進 1,806億円
  - ▶必要な支援につなぐ伴走型の支援の強化、職業訓練に係る給付金の対象資格拡充等の措置の継続等によるひとり親家庭の自立支援の推進 等
- 障害児支援体制の強化 4,721億円
  - ▶児童発達支援センターの機能強化等による地域の障害児支援体制の強化 等
- 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進（※）
  - ▶社会全体でのいじめ防止対策を推進するため、文部科学省と連携しつつ、学校外からのアプローチによるいじめの防止対策に取り組む。
- ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援 307億円の内数
  - ▶ヤングケアラーの実態調査や関係機関職員の研修等に対する支援の強化、外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣の実施、市町村の体制強化 等
  - ▶こどもの貧困対策の推進
  - ▶地域におけるこども・若者支援のための体制整備、人材育成
- 潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携の推進（※）

◇「基本方針2022」の第2章2（2）「包摂社会の実現（少子化対策・こども政策）」で示された方針を踏まえた対応については、予算編成過程において検討する。

（※）要求額に記載がない事項については、こども家庭庁創設に伴い新たに推進するこども政策等であり、事項要求。

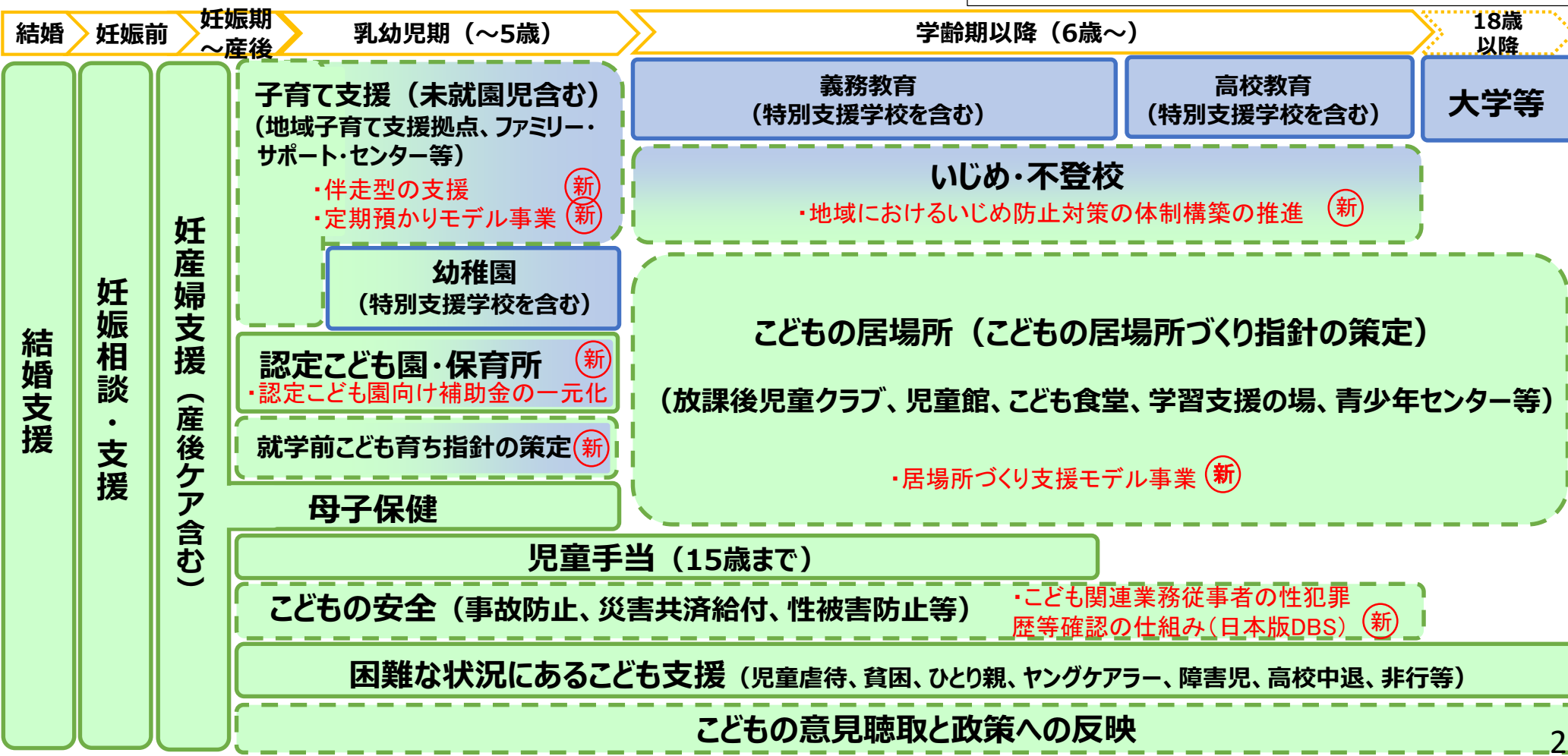
# こども家庭庁関連予算の基本姿勢

こども家庭庁関連予算の要求・編成に当たっては、以下の5つの基本姿勢を踏まえ行っていく。

1. こども政策は国への投資であり、こどもへの投資の最重要の柱である。その実現のためには将来世代につけをまわさないように、安定財源を確実に確保する。
2. 単年度だけではなく、複数年度で戦略的に考えていく。
3. こどもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進める。
4. こども家庭庁の初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組む。
5. 支援を求めているこどもの声を聴き、支援を求めている者にしっかりと届ける。

## 〇年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援イメージ

・ [ ] は、こども家庭庁準備室として新たに取り組むもの  
 ・ 赤字は主な新規事業



- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

## 【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

## 【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
  - 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
- ※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

## 【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）**を講ずるものとする**
- ※ 「地方公共団体」とは、**地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体**を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
  - 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバック**することや広く社会に発信していくことが望ましい

## 【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする